

## 建築物の解体等における石綿飛散防止検討会の趣旨等

### 1. 趣旨

本年6月29日、石綿製品製造工場での作業歴のある従業員等に中皮腫等の健康被害が多発していることが関係企業から公表されて以降、大気環境中への石綿の飛散に伴う健康被害について国民に懸念が広がっている。このような状況を受け、今後増加が見込まれる石綿含有建築物の解体等についても石綿の飛散防止を徹底するべく、7月29日のアスベスト問題に関する関係閣僚会合において「アスベスト問題への当面の対応」として、来年2月までに関係規定を改正し「大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等を撤廃する」こととされた。

このため、環境省においては(社)日本作業環境測定協会(以下「協会」という。)に所要の調査を依頼したところであり、本検討会はその調査の一環として協会において設置され、石綿含有建築物の解体、改造又は補修における石綿の飛散状況や他法令の状況等も考慮し、大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等の撤廃について、大気汚染防止法の政省令の改正等に向けた所要の検討を行うものである。

### 2. 検討会における主な検討事項

以下の事項について大気汚染防止法政省令の改正等の基礎となる検討を行う。なお、可能な範囲で石綿障害予防規則との整合を図ることも念頭に置くものとする。

特定粉じん排出等作業(石綿使用建築物の解体・補修等の作業)に関する規模要件(延べ面積500m<sup>2</sup>以上等)の撤廃(政令事項)

特定粉じん排出等作業の規制対象である特定建築材料として、吹付け石綿に加え、石綿含有保温材等の追加(政令事項)

石綿含有保温材等を追加するとした場合の作業基準の策定(省令事項)

### 3. 検討会報告の取りまとめと今後の予定

数回の検討会を開催した後、検討会報告を取りまとめる。検討会報告を基本に環境省においてパブリックコメントの案を作成の上、実施するとともに、中央環境審議会大気環境部会にも報告する予定。